

令和8年度 宇和島市保育士就労奨励金



うわじまで
保育士に♡

保育士等として勤務していない保育士資格を有する方が、市内にある私立の認可保育施設等において保育士等として就職・復職する際に奨励金を支給いたします。

交付対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に市内の保育所等において勤務を開始した**保育士等（保育士及び保育教諭）**のうち、次のいずれにも該当する方

- ▶ 当該保育所等における勤務時間が月120時間以上又は1日6時間以上かつ勤務日数が月20日以上となる勤務条件である方
- ▶ 当該保育所等における勤務開始日から3年以上継続して勤務する意思がある方[※]
- ▶ 次のいずれかに該当する方
 - ① 過去に保育士等として勤務したことがあり、退職後1年以上経過して、保育所等に保育士等として復職した方
 - ② 保育士等としての勤務経験がなく、保育士資格を取得後1年以上経過して、保育所等に保育士等として就職した方

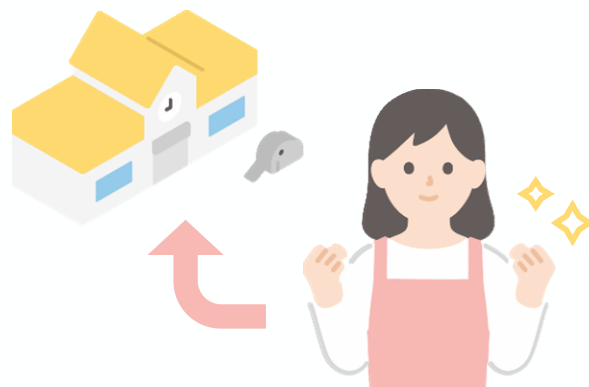
※次に該当する場合は当事業の対象外です。

- (1) 施設長、主幹保育教諭、主任保育士又はこれに類する管理職業業務等に従事しており、特定教育・保育業務に専念していない方
- (2) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けている方
- (3) 宇和島市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する方
- (4) 過去にこの要綱に基づく奨励金又は県内他市町の要綱等に基づく同種の補助金等の交付を受けている方

※ 奨励金の申請日から3年未満に保育所等を退職した場合は、奨励金を返還していただく場合があります。

奨励額

初年度 10万円
2年目 10万円 計 **20万円**

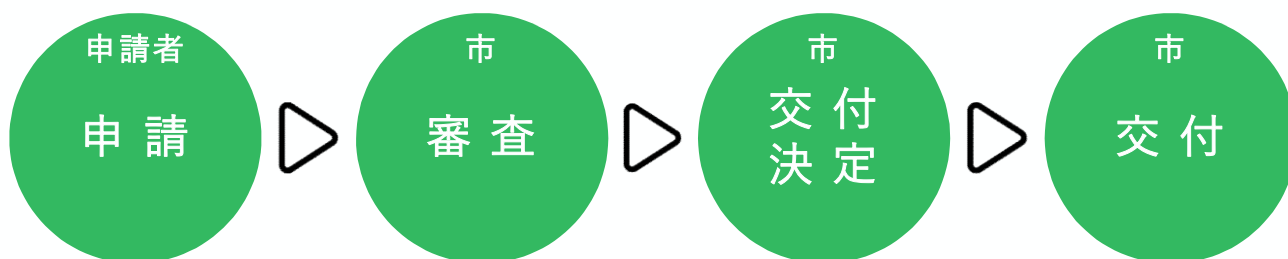


提出書類

- 奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 居住自治体発行の住民票の写し
- 保育所等勤務（採用）証明書（様式第2号）
- 履歴書（様式第3号）
- 保育士証の写し（または取得を証明する書類）
- その他市長が必要と認める書類

申請の流れ

申請書類ご提出後、審査を行います。審査にお時間がかかる場合や、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。書類審査の結果、補助金の交付可否を通知します。



対象となる施設 宇和島市内に所在する **私立認可保育所・認定こども園**

▶ 保育所

宇和島済美保育園（丸穂町3丁目2番30号）
立正保育園（神田川原新3番地1）
尾串保育園（夏目町1丁目12番12号）
丸穂保育園（丸穂字枇杷窪甲900番地1）
石丸保育園（祝森甲811番地）
みゆき保育園（藤江大深泥1323番地の2）

▶ 認定こども園

認定こども園いぶき幼稚園（朝日町4丁目5番25号）
認定こども園八幡幼稚園（伊吹町953番地）
認定こども園元気の泉（伊吹町字馬場甲418番地3）



提出〆切

令和9年3月31日（水）

※予算の上限に達し次第、終了いたします。

制度の詳細情報はHPをご覧ください、下記までお問い合わせください

問い合わせ

宇和島市役所保健福祉部 こども家庭課（1階20番窓口）

電話番号：0895-49-7017 メール：kodomoka@city.uwajima.lg.jp

HP：https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/hoikunet/hoikushisyurou.html

